

1. 件名：東京電力ホールディングス(株)柏崎刈羽原子力発電所第7号機に係る  
使用前事業者検査の実施方針に関する面談

2. 日時：令和2年7月27日 16時10分～17時10分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁原子力規制部 検査グループ 専門検査部門  
上田上席原子力専門検査官、平井上席原子力専門検査官、  
平川主任原子力専門検査官

東京電力ホールディングス(株)

原子力設備管理部 設備技術グループ グループマネージャー 他15名

5. 要旨

○東京電力ホールディングス(株)から、柏崎刈羽原子力発電所第7号機に係る  
使用前事業者検査の実施方針について、資料に基づき説明を受けた。

- ・設計及び工事の計画（以下「設工認」という。）の認可前であるが、2019年12月25日の原子力規制委員会での議論を踏まえ、8月中旬頃から  
使用前事業者検査を進める予定。
- ・検査の判定基準は設工認であることから、認可後に設工認との整合性を評価し  
検査結果を判定する。

○原子力規制庁は、チーム検査を実施するにあたり必要となる使用前事業者検査の  
全体スケジュール及び対象施設の重要度が判断できる資料を提示するよう求めた。

また、重大事故等対処施設の使用を開始するに当たっては、あらかじめ必要な  
教育及び訓練を実施することとしていることから、使用前事業者検査終了時期と  
訓練実施時期との整合性について整理するよう求めた。

○東京電力ホールディングス(株)からは了解した旨の回答があった。

6. その他

資料：柏崎刈羽原子力発電所7号機 新規性基準適合のための設工認に係る  
使用前事業者の実施方針について